

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

定款第 18 条第 1 項及び第 34 条第 1 項の規定により、理事、監事及び評議員は無報酬とする。

公益財団法人 陶芸文化振興財団定款（抜粋）

第 34 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 18 条 評議員は、無報酬とする。